

大船渡市国土強靭化地域計画 (案)

概要版

岩手県大船渡市

大船渡市国土強靭化地域計画の概要

大船渡市国土強靭化地域計画について

いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、本市における国土強靭化施策を推進する上での指針として策定

※国土強靭化基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画

<国土強靭化とは>

- ・「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築
- ・人命を守り、被害が致命的なものにならず、迅速に回復するための取組
- ・国土強靭化基本法に基づき、事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施

<国土強靭化地域計画と地域防災計画の主な違い>

【国土強靭化地域計画】

あらゆるリスクを想定し、主に発生前における平時の施策を対象
(根拠法令：国土強靭化基本法)

【地域防災計画】

リスクを特定し、主にそのリスクへの発生後の対応を対象
(根拠法令：災害対策基本法)

※国土強靭化地域計画と地域防災計画とで共通する部分もあり

大船渡市国土強靭化地域計画の構成

第1章 計画策定の趣旨等

計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間

第2章 基本的な考え方

基本目標、事前に備えるべき目標、基本的な方針

第3章 地域特性と想定するリスク

地域特性、対象とする自然災害、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、施策分野

第4章 脆弱性評価

脆弱性評価の考え方、脆弱性評価の実施手順、脆弱性評価結果

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

リスクへの対応方策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに整理

第6章 計画の推進と進捗管理

市民総参加の取組、計画の進捗管理と見直し、他の計画等の見直し

別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

別紙2) 施策分野ごとの対応方策一覧

別紙3) 施策分野ごとの重要業績評価指標（ＫＰＩ）及び目標値一覧

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- ・平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が公布及び施行
- ・国土強靭化基本法に基づき、国の国土強靭化基本計画や岩手県の国土強靭化地域計画との調和を図りながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「大船渡市国土強靭化地域計画」を策定

2 計画の位置付け

- ・本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画として策定
- ・本市における国土強靭化の観点から、市政の基本方針となる「大船渡市総合計画」との整合・調和を図るとともに、災害に対処するための基本計画である「大船渡市地域防災計画」などとの連携を図りながら、国土強靭化施策を推進する上での指針として策定

3 計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間

第2章 基本的な考え方①

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする。

2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する。
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない。
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る。
- (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する。

3 基本的な方針

(1) 国土強靭化に向けた取組姿勢

- ア 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討し、取組を実施
- イ 災害に強い地域づくりを進め、地域の活力を向上
- ウ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化

(2) 適切な施策の組合せ

- ア ハード対策とソフト対策との適切な組合せ
- イ 関係者相互の連携協力
- ウ 非常時のみならず平時にも有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ア 資金の効率的な投入による施策の推進
- イ 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用

(4) 本市の特性に応じた施策の推進

- ア 東日本大震災津波の経験等を踏まえた施策の推進
- イ 人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靭化

第3章 地域特性と想定するリスク

1 大規模自然災害

地震

津波

風水害・土砂災害

林野火災

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

【目標】1 直接死を最大限防ぐ。	【目標】5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る。
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生	5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	
【目標】2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。	【目標】6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	6-2 海上・臨海部の複合災害・二次災害の発生
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	6-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	6-4 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生
2-5 被災地における感染症等の大規模発生	6-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
【目標】3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する。	【目標】7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する。
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能・情報通信機能の大幅な低下	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【目標】4 地域経済システムを機能不全に陥らせない。	7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失
4-2 食料等の安定供給の停滞	7-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ・国土強靭化基本法第9条においては、「強靭性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価することは、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。
- ・本市においても、本計画の策定に当たり、国が実施した評価手法等を参考に、主に市が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施

<脆弱性評価とは>

「起きてはならない最悪の事態」を避けるためにどのような施策を実施しているか、実施している施策は十分かについて、リスクシナリオごと・施策分野ごとに評価すること。

2 脆弱性評価の実施手順

- ・第3章で定めた26の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、主に市が取り組んでいる施策について現状や課題等を整理し、分析・評価を実施
- ・さらに、5つの「個別施策分野」及び5つの「横断的分野」ごとの取組状況が明らかになるよう、施策分野ごとに脆弱性評価結果を再整理（計画本体の別紙で整理）

(1) 個別施策分野

- ア 行政機能・情報通信・防災教育
- イ 住宅・都市
- ウ 保健医療・福祉
- エ 産業
- オ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ア リスクコミュニケーション
- イ 老朽化対策
- ウ 人口減少・少子高齢化対策
- エ 人材育成
- オ 官民連携

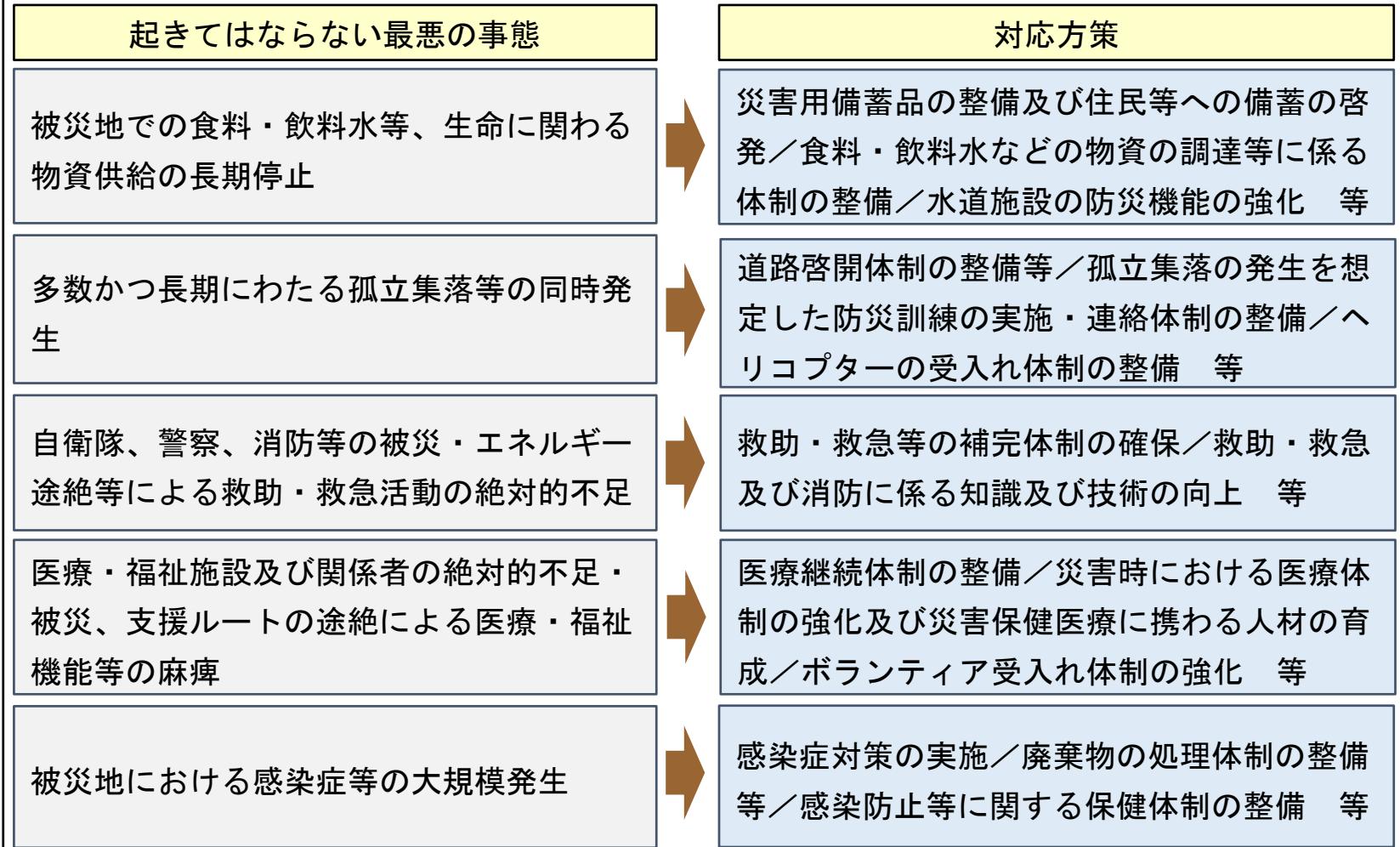
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策①

【目標1】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ。

起きてはならない最悪の事態	対応方策
地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生	住宅等建築物の耐震化／公共施設等の計画的な修繕や長寿命化／学校施設の防災対策の強化／消防団活動の充実強化 等
大規模津波等による多数の死傷者の発生	海岸保全施設・漁港施設の維持管理・長寿命化／津波水位標の設置等／津波避難ビルの指定や周知／自主防災組織の育成・強化 等
異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	河川改修等の治水対策／水路の維持補修／ダム浸水リスクの把握・周知 等
大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策施設等の整備・改修、治山事業の促進／危険住宅の移転促進／ハザードマップの作成・周知 等
情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	防災行政無線の整備／多様な情報伝達手段の確保／防災訓練の実施／防災教育の推進 等

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策②

【目標2】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。



第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策③

【目標3】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する。

起きてはならない最悪の事態

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能・情報通信機能の大幅な低下

対応方策

庁舎機能等の確保／応援職員の受け入れ等に係る体制の整備／消防通信施設の整備及び維持管理／多様な情報伝達手段の確保／業務継続計画の策定及び見直し 等

【目標4】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない。

起きてはならない最悪の事態

サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

対応方策

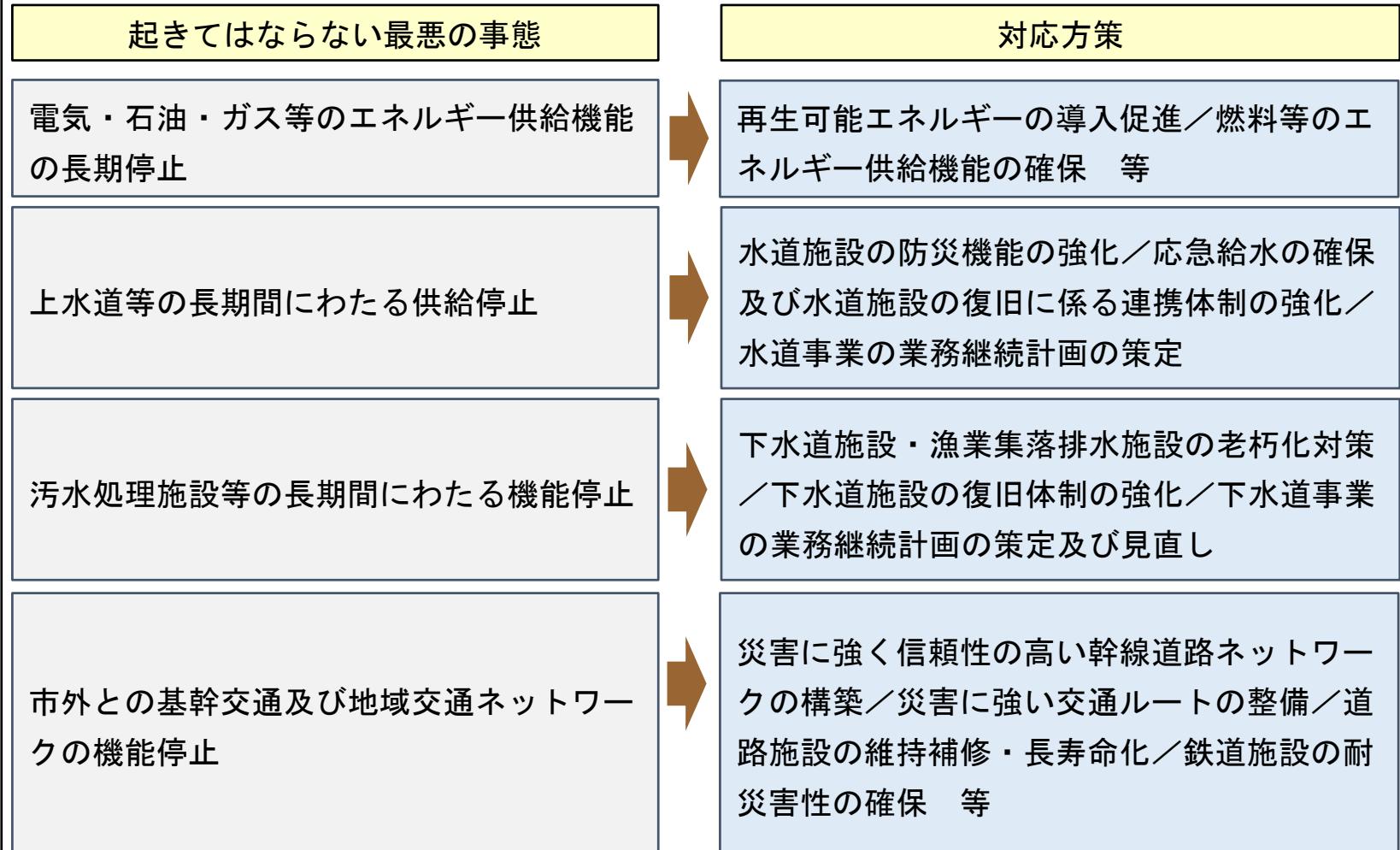
企業の業務継続計画の策定支援・普及啓発／被災事業者等への支援／人材育成を通じた産業の体質強化 等

食料等の安定供給の停滞

水産業・農林業の早期復旧／漁業集落環境・水産物供給基盤の整備／農林業用施設の災害対応力の強化 等

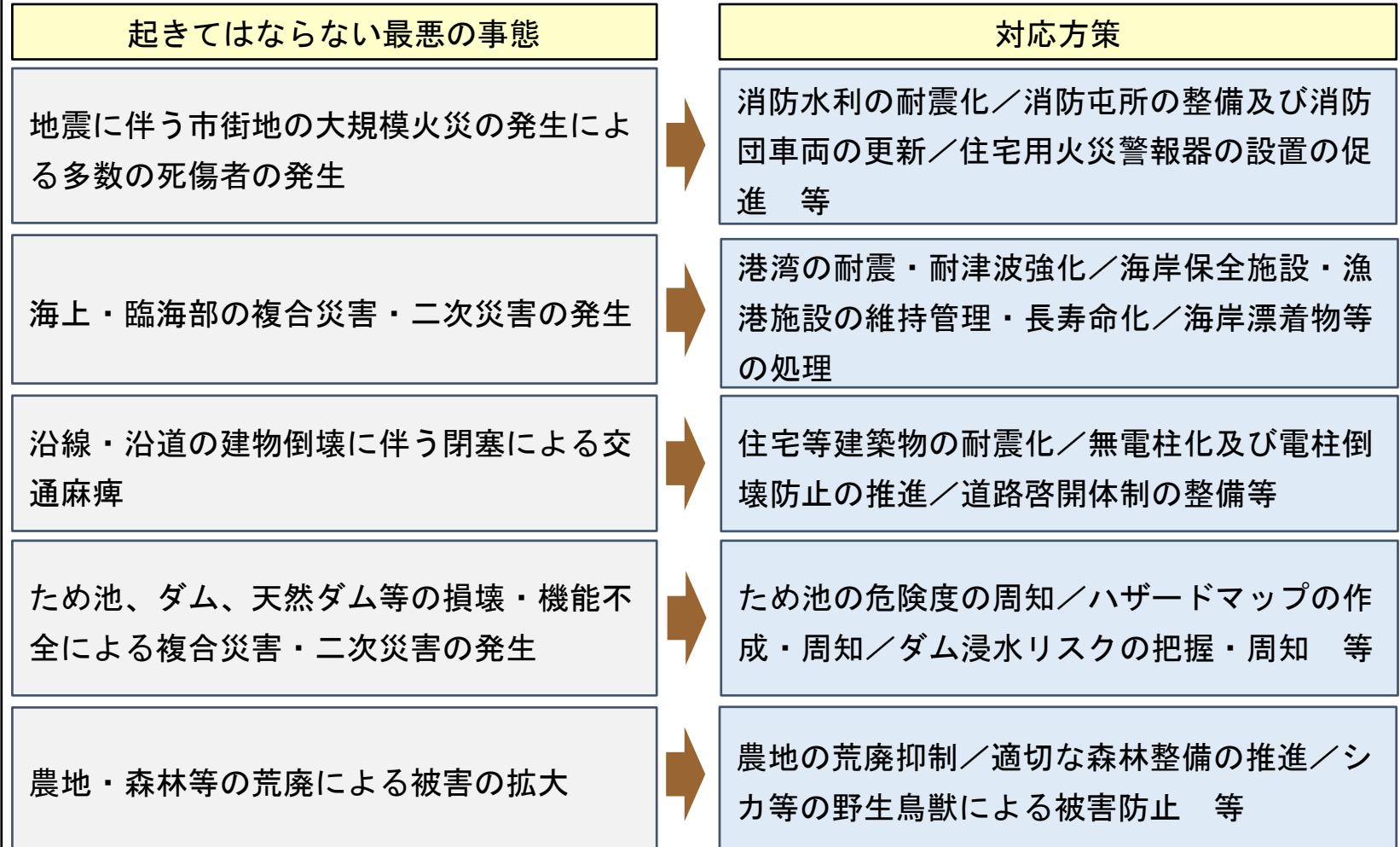
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策④

【目標5】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る。



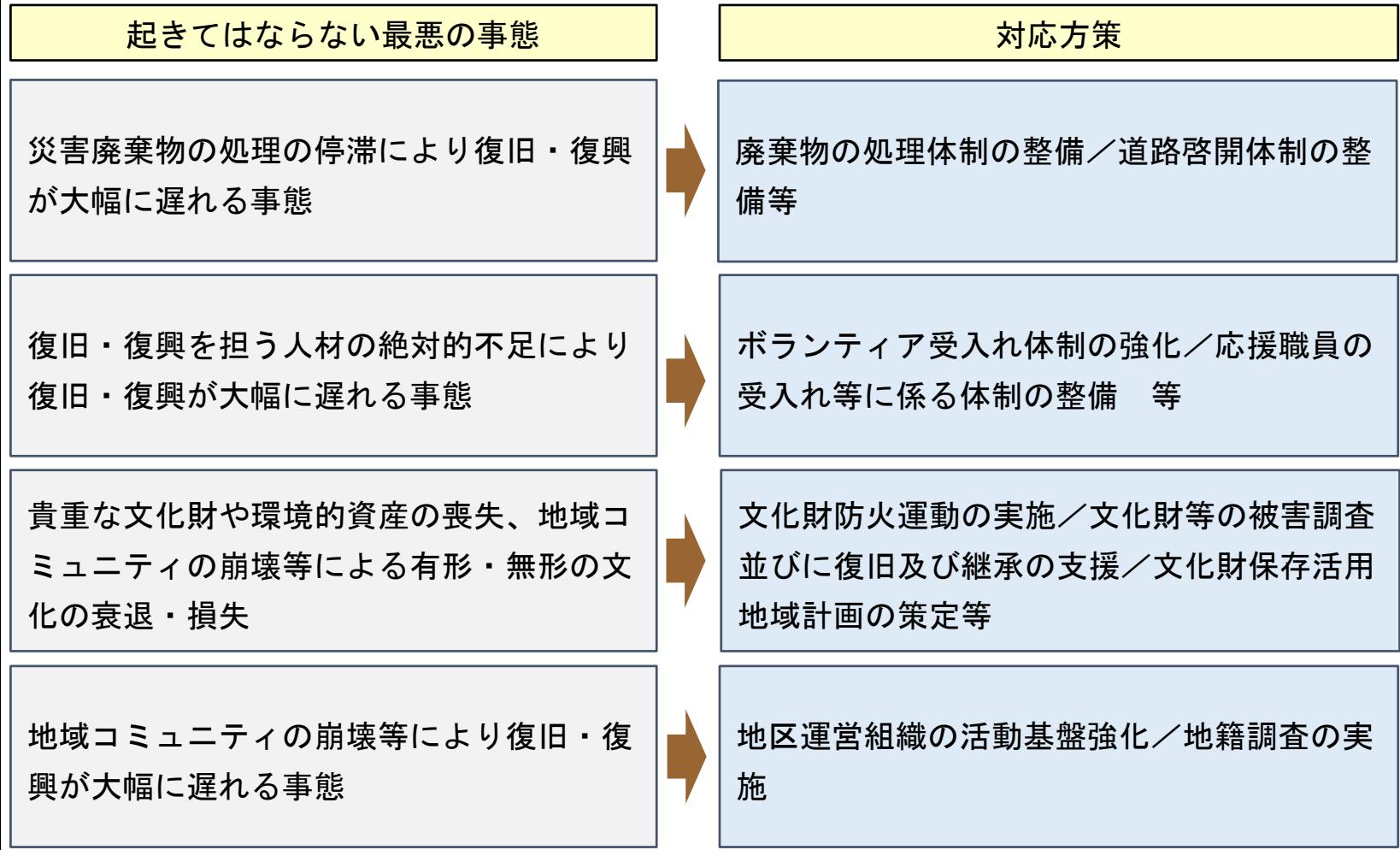
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑤

【目標6】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。



第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑥

【目標7】いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する。



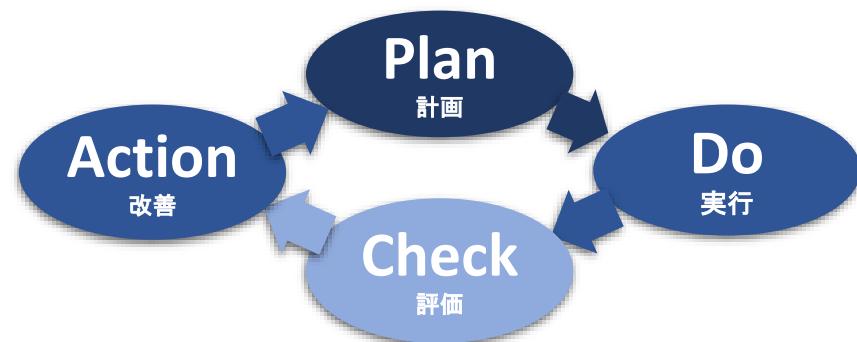
第6章 計画の推進と進捗管理

1 市民総参加の取組

- ・計画の推進に当たっては、市民、企業、NPO、国・県、市など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を担いながら、共に支え合い協働することが大切
- ・内容を広く周知し、理解を深め、市民総参加の取組として、着実に推進

2 計画の進捗管理と見直し

- ・P D C A（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、設定した重要業績評価指標（K P I）に基づく進捗管理を実施
- ・事務事業評価結果等を活用しながら、進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、その結果を踏まえ、必要な対策の追加や見直しを行い、施策・事業に反映



3 他の計画等の見直し

- ・本計画は、本市の強靭化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。